

社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

ふ

く

し

ほ

10・11

2021

月号

11月22日から受付開始! 冬の施設利用補助券

令和3年度 被扶養者資格の確認について

忘れていませんか? 「月額変更届」

連載 健康保険料率が下がるインセンティブ制度とは?



伝え残したい 福井の味

さといもぼたもち

秋に収穫期を迎える里芋を使った、ちょっと珍しい郷土料理。里芋料理では定番の、大鍋に里芋と醤油、砂糖を入れて煮汁がなくなるまで煮る「ころ煮」を使うので、甘じょっぱいのが特徴。つい次に手が伸びる、後を引く美味しさです。

職場内で
回覧しましょう

郵便でお申し込みください!

冬の施設利用補助券受付 11月22日から始まります!!



社会保険協会では、事業主様をはじめ被保険者とそのご家族の福利厚生事業として、様々な施設の利用補助を行っています。
冬の施設利用補助が始まりますので、皆様お気軽にご利用ください。

① けんこうの湯 (冬季) 利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月17日～2月28日
- 対象施設
 - ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)
 - 法恩寺温泉「ささゆり」(スキージャム勝山・勝山市)
 - 今庄365温泉「やすらぎ」(南越前町)
 - 溪流温泉「冠荘」(池田町)
 - ニューサンピア敦賀「つぬがの湯」(敦賀市)
 - 御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)



発行予定枚数
10,000枚

② スキーリフト券 利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月17日～2月28日
- 対象施設
 - スキージャム勝山(勝山市)
 - 福井和泉スキー場(大野市)
 - 九頭竜スキー場(大野市)
 - 新保ファミリースキー場(池田町)



発行予定枚数
6,000枚

③ アイススケート 利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月17日～2月28日
- 対象施設
 - ニューサンピア敦賀
アイスアリーナ(敦賀市)



発行予定枚数
6,000枚

注意!

- 利用にあたり、各施設の新型コロナウイルス感染症予防対策に必ず従ってください。
- 施設によっては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、利用中止となる場合がございます。施設情報をご確認のうえご利用ください。

必ず郵便でお申し込みください!
11月22日(月)の消印から有効!

※電話・FAXでの申し込み受け付けは行っていません。

申込方法

11月22日(月)から
申込書
ダウンロード開始!

- 1 当協会ホームページから申込書をダウンロード
事業案内 > 福利厚生事業 > 各種補助券の発行 >
「けんこうの湯(冬季)利用補助券」または
「スキーリフト券」または「アイススケート」>お申込はコチラ
- 2 宛先を記入し、返信用切手(右表参照)を貼った
返信用封筒を同封し「福井県社会保険協会」
(〒910-0831 福井市若栄町508番地
福井県鉄工会館2階)へ郵送(11月22日(月)の消印から有効)

注意!

- ・事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- ・料金後納や別納郵便で発送されますと、消印が確認できませんので、申込受付は行いません。
- ・先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- ・令和3年度の協会費が未納の事業所様は利用できません。

● 上限枚数(被保険者数は前年12月20日現在の被保険者数)

「けんこうの湯(冬季)」「スキーリフト券」「アイススケート」それぞれの上限枚数

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
5人未満	3枚	30人未満	15枚	100人未満	40枚
10人未満	8枚	50人未満	25枚	300人未満	50枚
20人未満	12枚	70人未満	35枚	300人以上	80枚

● 返信用切手料金

枚数	切手料金	枚数	切手料金
20枚まで	84円	110枚まで	140円
40枚まで	94円	180枚まで	210円
		240枚まで	250円

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

令和3年6月9日に公布されました!

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内



改正育児・介護休業法は、すべての企業に対して令和4年4月1日から順次施行されます。以下の6点が改正内容の主なポイントになります。事業主様、ご担当者様はご確認をお願いします(詳細は追って省令等で定められます)。

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります!

施行日: 公布後1年6カ月以内の政令で定める日

	新制度(現行育休制度とは別に取得可能)	+	現行育休制度
対象期間・取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得できる新育休制度創設		原則子が1歳(最長2歳)まで
休業の申出期限	原則休業の2週間前まで		原則1カ月前まで
分割して取得できる回数	分割して2回取得可能		原則分割不可(今回の改正で2回まで取得可能)
休業中の就業	就業に関する労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で就業可能 (※)		原則就業不可

※就業可能日等上限は厚生労働省令で定められる予定です。(注)新制度も育児休業給付金の対象となります

② 育児休業申出・取得を円滑にするための措置が事業主の義務になります!

施行日: 令和4年4月1日

- 労働者に対する育児休業に係る研修の実施、相談窓口の設置
- 妊娠・出産(本人または配偶者)の申出をした労働者に対して、個別に育児休業制度等を周知し、育児休業の取得意向の確認のための面談等の実施(現行法では努力義務)

③ 育児休業を分割して取得できるようになります!

施行日: 公布後1年6カ月以内の政令で定める日

現行育休制度(改正前)	→	改正後
原則分割することはできない		分割して2回まで取得可能

④ 育児休業を1歳以降に延長する場合、休業開始日が柔軟に!

施行日: 公布後1年6カ月以内の政令で定める日

現行育休制度(改正前)	→	改正後
1歳以降に育休を延長する場合、 育休開始日は1歳、1歳6カ月の時点に限定されている		1歳以降に延長する場合について、 育休開始日を柔軟化

⑤ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件「入社1年以上」が廃止に!

施行日: 令和4年4月1日

改正前	→	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ● 有期雇用労働者の育児休業取得要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入社1年以上であること (2) 1歳6カ月(2歳までの育休申出の場合は2歳)に達する日までに契約が満了することが明らかでないこと ● 有期雇用労働者の介護休業取得要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入社1年以上であること (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6カ月を経過する日までに契約が満了することが明らかでないこと 		育児、介護とも(1)の要件を撤廃し、(2)の要件のみとする(無期雇用労働者と同様の取り扱いとなるため、入社1年未満の労働者は 労使協定の締結がなければ除外できません)

⑥ 1,000人超企業は育児休業等の取得状況の公表が義務になります!

施行日: 令和5年4月1日

- 厚生労働省HP 育児・介護休業法について

厚生労働省 育児・介護休業法 検索



保険料の軽減につながります!

令和3年度 被扶養者資格の確認にご協力をお願いします!



協会けんぽでは毎年、健康保険の被扶養者が、現在もその資格を満たしているかどうかの確認を実施しています。これは、現況確認だけでなく、保険料に関わる正確な医療費拠出金の算出にもつながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

負担する保険料の軽減につながるのなぜ?

被扶養者の人数確認が、高齢者医療費を賄う適正な拠出金の算出に関わってくるから!

高齢者の医療費は、税金と本人負担のほか、協会けんぽを含む各医療保険者からの拠出金等(加入者が納めた保険料)により賄われています。

本来、被扶養者とならなくなった方が、届出をせずに被扶養者のままになっていると、その方の分も拠出金等の対象に反映され、協会けんぽが負担する拠出金等の額が本来より過大に算出されてしまいます。そのため、被扶養者資格の確認は、加入者の皆さまの保険料負担の軽減にもつながる大変重要な確認業務となるわけです。

令和2年度の実績

確認の結果
被扶養者から
除かれた人 **約6.8万人**

高齢者医療制度
への拠出金等 **約1億円軽減**

被扶養者資格確認のご協力
ありがとうございました!

令和3年度の予定

確認対象となる方	令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者(ご家族)
送付先	対象事業所の事業主様
送付時期	令和3年10月上旬~11月中旬にかけて順次送付
提出期限	令和3年12月20日(月)
確認の手順	対象の方の被扶養者資格を確認し、「被扶養者状況リスト」を協会けんぽへ提出
添付いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 ●海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類
扶養から外れる方がいる場合	「被扶養者状況リスト」に同封の「被扶養者調書兼異動届」と該当者の保険証を協会けんぽへ提出



※詳細は協会けんぽホームページまたはお送りする「被扶養者状況リスト」一式をご覧ください。

皆さまのお薬代や医療費の抑制にも!

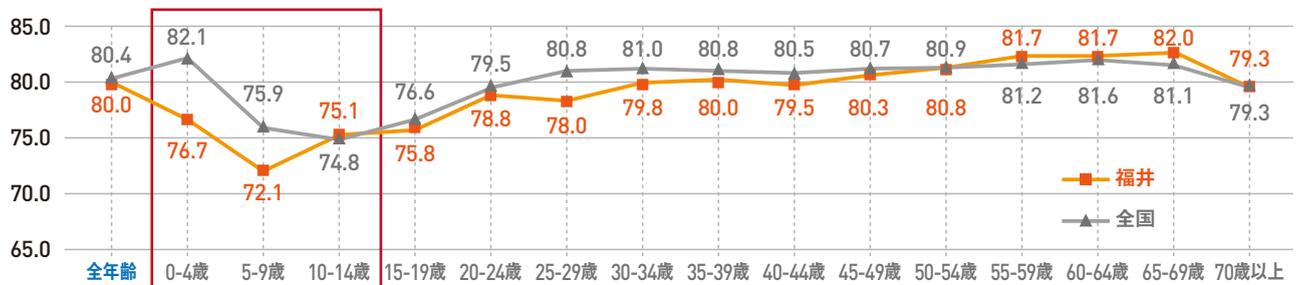
協会けんぽでは「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています!



日本の医療費が年々増加するというニュースを見聞きすると、特に将来の子どもたち世代まで心配が及びます。現在、医療費抑制対策の一つとして、協会けんぽではジェネリック医薬品への切り替えを勧めています。令和3年3月末時点の福井支部におけるジェネリック医薬品の使用割合は約80%ですが、年齢別で見ると、10歳代までの若い世代において、使用割合が低いことも気になる点です。

また、最終ページでは、健康保険料率が下がるしくみにジェネリック医薬品の利用が関わってくることも紹介しています。併せてご覧ください。

年齢階級別／福井支部ジェネリック医薬品使用割合(令和3年3月)



0歳～14歳(中学3年生まで)の使用割合が気になるポイント!

福井支部のデータを見ると、0歳～14歳でジェネリック医薬品の使用割合が、他の年代と比べ低くなっています。これは、県や自治体における子ども医療費助成制度の活用による医療費負担額原則無料と関連しているものと考えます。医療費助成制度を活用し、上手にジェネリック医薬品を利用して医療費抑制にも努めましょう。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには?

病院では医師の診察時、薬局では薬剤師に処方せんを渡すときに「ジェネリック医薬品に変更できますか?」と相談してみてください。



保険料軽減につながる詳しい説明は裏表紙へ!



こんな方法をおすすめ!

切り替えの意思表示がカンタン 便利なシールを配布!!

9月に県内の小学校などを通じて、ジェネリック医薬品の希望を意思表示するシールを配布しました。これを健康保険証や薬局でのお薬手帳に貼って窓口で提示していただくだけで、ジェネリック医薬品を希望する意思を伝えることができます。



お薬手帳にはコレ!



シールを保険証に貼って... いつも通りに受付窓口に出せばOK!

ジェネリック医薬品についてより詳しく知りたいときは?

小冊子「ジェネリック医薬品Q&A」を、希望する事業所に配布しています。協会けんぽまでお気軽にお問い合わせください。

冊子にはジェネリック医薬品希望シールも付いています!



給与が大幅に変わったときの 手続きについて



被保険者の報酬が、昇給・降給など固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったとき、**定時決定***を待たずに標準報酬月額が改定されることを「**随時改定**」といいます。

事業主は、随時改定に該当する被保険者がいるときは、変動月から3カ月間の報酬月額について速やかに「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届」を提出することで、4カ月目から標準報酬月額が改定されます。

※「定時決定」：算定基礎届による4～6月の報酬月額を基に、9月からの標準報酬月額を決定すること

随時改定の要件は3つ



① 固定的賃金に変動があった。

例えば…

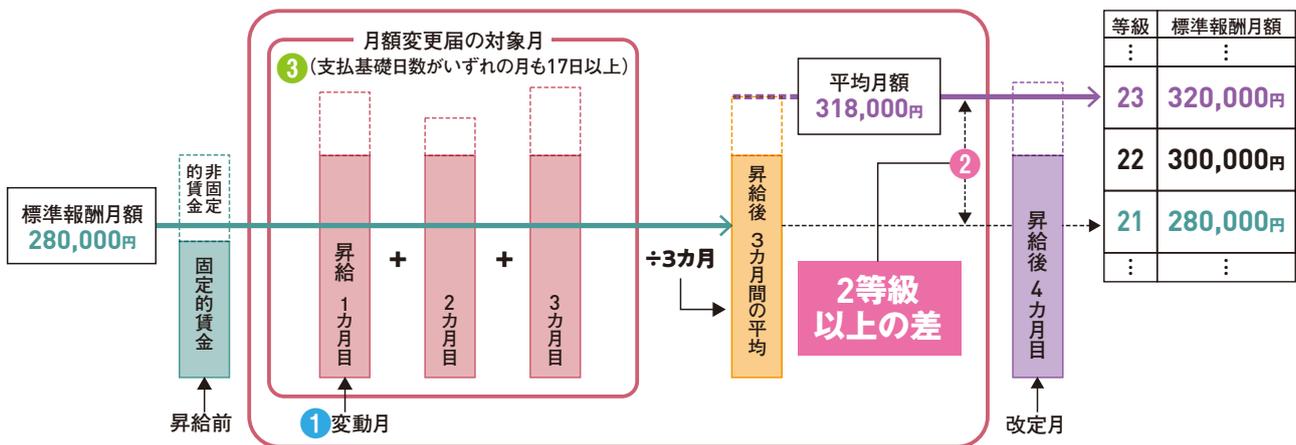
- 昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- 日給や時間給などの単価が変更
- 給与体系が変更（日給から月給への変更など）
- 固定的な手当が追加されたり支給額が変更（家族手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、勤務地手当など）

② 変動月から3カ月間に支給された報酬（残業手当等の非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額に**2等級以上の差**が生じた。

③ 3カ月とも支払基礎日数が17日（特定適用事業所※に勤務する短時間労働者は11日）以上であった。

※「特定適用事業所」：短時間労働者を除く被保険者が501人以上の事業所

(例) 昇給による随時改定の流れ



注意!

次のケースは「随時改定」に該当しません!

- 固定的賃金が**上がったにもかかわらず**、残業手当などの非固定的賃金の減少により標準報酬月額が2等級以上**下がった**場合。
- 固定的賃金が**下がったにもかかわらず**、非固定的賃金の増加により標準報酬月額が2等級以上**上がった**場合。
- **非固定的賃金のみの変動**であった場合

非固定的賃金の例 残業手当、能率手当、日直手当、休日勤務手当、精動手当など

11月は「ねんきん月間」です!

始めてみませんか「ねんきんネット」



「マイナンバーカード」と「スマートフォン」を利用したマイナポータル経由での「ねんきんネット」の利用が可能になりました。「ねんきんネット」は、ご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。この機会にぜひご利用ください。

「ねんきんネット」でできること

年金記録の確認

ご自身の国民年金の記録や、勤めた会社の履歴、標準報酬月額、標準賞与額が確認できます。

将来の年金見込額の試算

働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始時期を遅らせる場合など、条件に合わせた試算ができます。

電子版「ねんきん定期便」の閲覧

各種通知書の確認

準備するもの

- スマートフォン
- マイナンバーカード



スマートフォンでの初回利用登録の手順

STEP1

マイナポータルへログイン

- ①マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワードを入力
- ②マイナンバーカードをかざして読み取り
- ③マイナポータルへのログインが完了



←マイナポータルのアクセスはこちらから!

STEP2



「ねんきんネット」の初回利用登録

- ④マイナポータルのトップ画面の「もつとつながる」を押す
- ⑤「ねんきんネット(日本年金機構)」の「つなぐ」を押す
- ⑥「ねんきんネット」の初回利用登録が完了

TOPICS

年金制度改正のコト



受給開始時期の選択肢の拡大

70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度(令和5年4月より実施)

現行のしくみでは、70歳以降に年金の請求を行い、かつ請求時点における繰下げ受給^{*}を選択しない場合は、受給権発生からの本来年金額が一括で支給されます。ただし、遡って支給されるのは5年分で、それ以前の分は時効により支給されません。

令和5年4月以降は、75歳まで繰下げ期間が延長される^{*}ほか、請求時点で繰下げ受給を選択しない場合、一括で支給される年金は、受給権発生からの本来年金額に加えて、5年前に繰下げの申し出があったものとして、時効消滅期間となってしまう期間を「繰下げ待機期間」とみなし、その期間の月数に応じた繰下げ増額率を乗じて得た額が増額して支給されます。

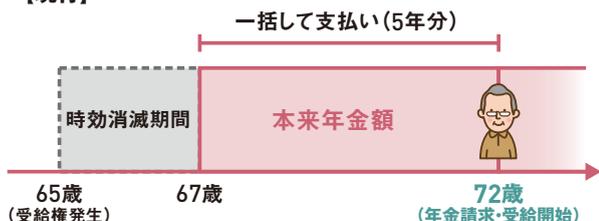
^{*}繰下げ受給、繰下げ期間の延長については、8・9月号のP.7を参照ください。



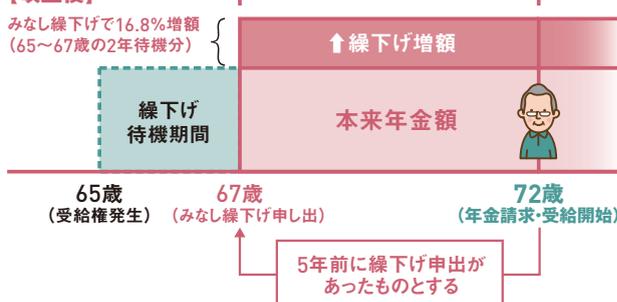
繰下げ受給は選択しません!

(例) 72歳の方が年金の請求を行う場合

【現行】



【改正後】



お問い合わせ



日本年金機構 各年金事務所

福井 0776(23)4518 武生 0778(23)1126 敦賀 0770(23)9904

日本年金機構

検索



表紙のれしぴ

「さといもぼたもち」

里芋は“はんごろし”に
残す加減が美味しさの秘密

勝山市の郷土料理のひとつが、奥越地方の特産物である里芋を使った「さといもぼたもち」。ぼたもちと里芋のころ煮を合わせることで粘りと甘じょっぱさがあり、農作業の合間や子どものおやつとして食べられていたそう。米粒と里芋を半分ほどつぶす(はんごろし)際、好みでどれだけ粒加減を残すかがポイントです。



①里芋のころ煮と、米ともち米を合わせて炊いたぼたもちを、すりこぎで粒がなくなる程度につぶしていく



②里芋の粘りを利用して、一口サイズよりも少し大きめにまとめる



③好みで、きな粉やゴマをまぶしたり、海苔を巻いたらできあがり

つくってくれたのは

旬彩食彩 お食事処 花月楼
勝山市本町2-6-21 ☎0779-87-1355
※現在、店舗では「さといもぼたもち」は提供していません。
※詳しいレシピはコチラ→



保険料率が下がる5つのコト ~インセンティブ制度について~

vol.4

インセンティブ制度による健康保険料率の引き下げは、4・5月号で紹介した5つの行動により決まります。今回はそのなかの「薬はジェネリック」【⑤ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用割合】について説明します。

福井支部のジェネリック医薬品の使用割合
令和元年度 77.5%
令和2年度 79.1%

令和2年度のジェネリック医薬品
使用割合は79.1%。これが
もし100%になったら保険料はどうなる!?

5ページでもご紹介したように、ジェネリック医薬品の使用が普及していくことで医療費負担を軽減することができます。

令和2年度の福井県の使用割合は前年度を1.6%上回りました。今後もジェネリック医薬品の使用が普及し全国上位にランクされれば、制度としてインセンティブの付与を受け、健康保険料率を引き下げることにつながっていくのです。

もし、使用割合が100%となった場合の軽減額をシミュレーションすると……

福井支部の
年間医療費

約18億円の
削減!

保険料率

0.25%低下!

0.25%健康保険料率の低下ができた場合
平均標準報酬月額30万円として
保険料を計算すると
29,940円/月 → 29,190円/月 = ▲750円/月
年間で9,000円軽減!
(被保険者一人あたり)

病院にかかったとき、一人ひとりがジェネリック医薬品に切り替えていく取り組みは小さな一歩です。その取り組みが県民全体での一歩となればとても大きなものとなり、保険料の軽減というメリットにつながるものと考えます。

さらに
インセンティブがプラス!

5つの行動の実績が全国の上位に入ると、それぞれにインセンティブ報奨金が付与され、保険料率の引き下げに反映されます(令和3年度は0.04%反映)。

令和元年度
福井支部実績

- ①特定健診等の実施率 61.2% ⇒ 53点(18位)
- ②特定保健指導の実施率 19.6% ⇒ 51点(21位)
- ③特定保健指導対象者の減少率 33.7% ⇒ 56点(12位)
- ④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 17.3% ⇒ 76点(2位)
- ⑤ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用割合 77.5% ⇒ 45点(35位)

合計得点
281点で
全国5位!

インセンティブにより

0.04%引下がり

令和3年度は9.98%に!!

次号は指標③「適正体重をめざす」について詳しく説明します。

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内(10~12月)

予約受付専用電話へ

時間/8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)
は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み/土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

●出張相談所の相談日時

事前に直接年金事務所へ
電話ご予約のうえ、
当日は必ず予約時間まで
お越しください

(注)12:00~13:00は休憩時間と
させていただきます。

勝山市民会館	11月11日(木)	10:00~15:30
	12月9日(木)	10:00~15:30
大野商工会議所	10月28日(木)	10:00~15:30
	11月25日(木)	10:00~15:30
	12月23日(木)	10:00~15:30
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	10月28日(木)	10:00~15:00
	11月9日(火)・25日(木)	10:00~15:00
	12月9日(木)・23日(木)	10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間)月~金(平日)8:30~17:15

予約受付
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)

武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)

敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)